

## 斜里町内における狩猟中断期間設定の見直しについて

### 設定の経緯

知床半島でシカの増加が著しくなったため、狩猟が行われていなかった知床半島エゾシカ管理計画の隣接地域（国立公園に近い地域（半島基部の解禁地域よりも先端側））について、解禁地域の拡大と狩猟期間の長期化を目的に平成19年度に「輪採制」を導入。

#### 【輪採制の設定理由】

- ① 狩猟の中断期間を設けることにより、シカの警戒心を緩め、捕獲効率をあげ、総体の捕獲数を増加させる
- ② 狩猟の中断期間を設けることにより、猛禽類に継続的に影響を与えない



平成18年度

平成19年度

令和6年度

### 現状

当初は、斜里側・羅臼側を合わせ複数の地区で、異なる狩猟の中断期間を設定していたが、平成22年度以降は、斜里側の1地区（オチカバケ川以北、オベケプ川までの区画）で中断期間を設けるのみとなっている。

当該地区では現在、狩猟期間中2回の中断期間を設けているほかは、オホーツク管内の他地区と同様に、2月末まで狩猟を解禁している。

### 今後

次の理由から、令和7年度の狩猟期から、オホーツク管内の他の地域と同様に中断期間を設けず、2月末までの可猟期間としたい。

#### 【変更の理由】

- ① 知床半島においてはシカの生息密度は依然として低下させる必要があり、一層の捕獲数の増加を図りたい
  - ② これまでの実施結果とシカによる植生被害の状況等により、猛禽類の専門家から、現状の捕獲状況で2月末までであれば、中断期間を設けなくとも猛禽類への影響は許容範囲であるとの理解が得られた
  - ③ 中断期間を設定している区域では除雪等が行われていないため、踏み込み跡のない積雪時には自動的に狩猟が中断される状況であり、可猟期間に積雪が増すと捕獲を実施できる期間が必要以上に制限されてしまうことを解消する
  - ④ 可猟と禁猟が細かく変わるため、違反を誘発する恐れがある
- ※ 猛禽類の繁殖への配慮は依然として必要であるため、狩猟期間の終期は変更しない。